

- 平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
- 平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
- 平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
- 平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
- 平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
- 平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
- 平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
- 平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件
- 平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件
- 平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面61  
 一九州電力の出力制御について一

2018(平成30)年11月20日

鹿児島地方裁判所民事部第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅 美



同 板 井 優



同 後 藤 好 成



同 白 鳥 努



外

## 1、電力の供給過剰を回避するためになされた「出力制御」

### (1) 太陽光発電を対象とした出力制御の実施

被告九電は本年10月13日、被告九電が電力の購入により供給を受けている太陽光発電の一部事業者を対象に同事業者からの電力の発電・供給を一時的に停止する出力制御を実施した。

被告九電が太陽光発電についてこのような出力制御を実施したのには以下のような事情があった。

即ち、電力の供給が需要を大幅に上回る状態を放置すると電力の需給バランスが崩れ、これが原因となって機器の損傷がおこるおそれがある。そこでこれを防ぐため、発電設備が自動停止し、最悪の場合は大規模停電（ブラックアウト）に至る危険がある（甲B第222号証2018年10月13日付南日本新聞）。

このような事態に至る危険を予め防ぐために被告九電は過剰となった電力の供給を一時的に停止するための出力制御にふみきったのである。

### (2) 851万キロワットの電力需要に対する1200万キロワット超の電力の供給過剰

2018年10月13日当時、九電管内では電力の供給量が需要量を大幅に上回る事態が続いており、このまま放置すれば電力の需給バランスが崩れるおそれが発生していた。即ち被告九電においては2018年10月13日の午後0時半からの30分間に電力需要851万キロワットに対し、1200万キロワット超の電力供給力が存在するという状況であった（甲B第223号証2018年10月14日付朝日新聞）。

九電によると、10月13日の予想供給力は1293万キロワットに対し、予想需要は828万キロワットであり、余った電力のうち226万キロワットを揚水発電の水くみ上げや大容量蓄電池の充電にあてる。他に196万キロワットを関門連係線で九州域外に送電するが、それでも43万キロワット分が処

理できずに供給過多となるということであった（甲B第222号証2018年10月13日付南日本新聞）。

そこで、10月13日の出力制御として処理できず供給過多分となる43万キロワット分の電力供給を止めるべく、太陽光発電のうち43万キロワット分の発電を停止したというのである。

なお、太陽光発電の出力制御は、先に火力発電の稼働を最大限抑えたりしても、供給過多が見込まれる場合におこなわれるとされる（甲B第224号証2018年10月14日付宮崎日日新聞）。このように考えると、九電のいう10月13日の予想供給力1293万キロワットというのは、供給過剰状態を減らすためにおそらく九電において火力発電の稼働を最大限抑えた上での電力予想需要とみるべきであろう。そうだとすると火力発電所をフル稼働した場合は電力供給力はさらに増大していたはずである。

## 2、出力抑制まで行わざるを得なくなった電力過多を生んだ理由

このような発電の出力抑制の実施は九州管内では初めてのことであり、離島を除くと全国的にも初めてのことでとされている。

このように九電においては電力の供給が過多となる余り、処理することもできずに出力抑制まで行わざるを得なくなったのは何故か。

### (1) 原発4基の全稼働による全体発電量が大きく増加したこと

その第1の理由として考えられるのは、被告九電において2015年8月と11月から川内原発2基が、そして2018年6月からは玄海原発2基の合計4基の原発の稼働が開始され、2018年7月以降は4基あわせて原発稼働のない状態の時と比べて414万キロワット超の発電量（甲B第225号証2018年10月13日付赤旗）が増加したことがあげられる。

ちなみに、本年10月13日の九電の予想供給力1293万キロワット、予想需要828万キロワットからすると、その差は465万キロワットとなり、これは九電の稼働中の原発4基の合計発電量414万キロワットに近い数値

となっている。

(2) 全原発停止の期間でも電力の需要に対する供給量は満たされていたこと

そもそも原告らが指摘してきたように、2011年3月の福島原発事故以来、川内原発が再稼働を開始した2015年8月まで九電の保有する川内、玄海の合計4基の原発はその稼働を停止していたが、結局九電の管轄する九州地域における発電量の不足を来たすことは一度もなかった。

このように、九州内では原発の稼働がなくとも電力の供給量はその需要量をほとんど満たしていたのである。

例えば、原告準備書面34(5p～10p)で述べたように2011年夏から2015年夏までの各電力需給実績と供給力をみると下記のようにっており、いずれも供給力が需給実績を超えるものとなっている。

記

供給予備力		時間最大電力需要	供給力
12.7%	2011年夏	1544万kw	1732万kw
3.5%	2011年冬	1538万kw	1591万kw
6.9%	2012年夏	1521万kw	1626万kw
14.1%	2012年冬	1423万kw	1623万kw
4.3%	2013年夏	1634万kw	1704万kw
12.7%	2014年夏	1522万kw	1714万kw
8.3%	2014年冬	1466万kw	1588万kw
13.5%	2015年夏	1500万kw	1703万kw

このような発電量の状況下で原発の稼働を行うことになれば、全体の発電の供給量が、それほど変化しない需要量と比べて大きく増加する(増加分は4基で400万キロワットにもなる)ことは誰がみても明らかなことであった。

### (3) 太陽光発電の増加による電力供給量の飛躍的増大

このような原発の稼働に加えて、2012年から開始された国の再生エネルギー促進政策（電力会社による太陽光等による電力の固定価格買取制度FITの導入）によって、太陽光発電事業と同発電による電力の供給量が急速に増大したため、九電の行う電力供給事業の電力供給量も2012年ころから急速に増大していったという事情がある。

こうして、被告九電の太陽光接続量は本年7月末で803万キロワット（甲B第222号証2018年10月13日付南日本新聞）と原発4基分の合計発電量（414万キロワット）の約2倍近くにまでなっている。

被告九電は管内の電力供給量が急速に増大した原因について、「（原発の再稼働が）出力制御の一因になったかもしれないが、太陽光接続量の急速な拡大が最も大きな理由」（甲B第222号証2018年10月13日付南日本新聞）と述べている。

また西日本新聞も「和仁氏（九電系統運用部長）は出力制御はさまざまな需給要因を踏まえた『総合的な判断』としながらも、『原子力発電所の再稼働が一因になっているかもしれない』と話した」と報道している。（甲B第226号証2018年10月30日付西日本新聞）

この点に関し南日本新聞も、「九州電力が（2018年10月）13日太陽光発電の出力制御に踏み切った背景には、再生可能エネルギーの増加に加え、6月までに九電管内の原発4基が再稼働したことによる供給力の底上げがある」と指摘している（甲B第227号証2018年10月14日付南日本新聞）。

このように九州管内においては、今日では電力需要量に比べ、電力供給量が大幅に上まわり、いわば供給過剰になっているのは、全原発停止中の従来と比し、全原発4基が再稼働を開始したことと、太陽光発電による電力供給量がこの数年間で急速に増大したことにある。

### 3、今後も大幅な増大が予想されている太陽光発電による電力供給

しかも、太陽光発電による発電量は今後も増大し続ける傾向にある。

とくに「九州は日照条件が良いことなどから、月5万キロワットのペースで増え続け、太陽光発電の固定価格買取制度（FIT法）が施行された平成24年と比べ、その総発電量は7倍近くになっている」（甲B第222号証南日本新聞2018年10月13日）とされる。

このように太陽光発電が月5万キロワットのペースで増え続けるという状況が今後も続くとする、太陽光発電だけで再生可能エネルギーの発電量はむこう8年間で現状よりも480万キロワット（月5万キロワット×96ヵ月）も増大することになり、このままいけば原発4基分（約414万キロワット）を超える電力量がさらに増大し供給可能となることになろう。

経産省によると2012年～2014年度に認定を受けた事業用太陽光は出力が計5370万キロワット、このうち44%にあたる2352万キロワットが稼働していないとされている（甲B第228号証2018年10月13日付南日本新聞）。このことからしても、太陽光発電の潜在的電力供給能力は現在も十分にあるといえよう。

また、将来再生可能エネルギーの比率を増大させ、原発稼働による発電は減少させていくというのが我国のエネルギー政策の目標であることからしても、今後も太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーが増大していくことはまちがいないであろう。

このような現状からすると、今後太陽光発電量は近い将来ますます増大していくこととなり、このままでいくと原発稼働による発電量も加わって九電管内の電力の供給過多の状態と出力抑制の必要はますます増大し定着していくものと考えられる。

西日本新聞によると、「九州電力は12日（平成30年10月）、出力制御の実施決定を受けた記者会見で、増え続ける太陽光発電に設備面などで対応しきれ

てない現状を説明、今後も（出力制御の）実施は不可避との認識を示した」と報道されている（甲B第226号証2018年10月30日付西日本新聞）。

このように考えると、今日においても九電管内では原発の稼働による発電は全く必要ないというべきで、電力供給の観点からは今日稼働停止を行っても何らの問題もない。それどころか電力需給調整のための電力量削減の観点からはむしろ必要な措置といえる。

#### 4、発電の出力削減のためにどのような電力源を停止すべきか

##### （1）水力、太陽光発電等の再生可能エネルギー等は安全・クリーンな電力供給源であること

電力の発電供給量が需要量を大幅に上まわり、その発電の出力削減が必要となった場合にどのような発電源を供給量抑制のために停止するのは一つの問題である。

九電で使用されている発電源として主なものとしては水力、火力、地熱、風力、バイオマス、太陽光、原子力等の各発電が存在しているが、このうち、火力発電と原子力発電を除いてはいわゆる再生可能エネルギーであり、その発電稼働において、人の生命、身体、財産を害するような危険性はなく、また自然環境への影響も存在していない。火力発電はその稼働においてCO<sub>2</sub>の発生等自然環境への影響は考えられるが、原発のように周辺住民に生命、身体、財産を根本的に害するような危険性はほとんど存在しておらず、歴史的にみてもその安全性は充分証明されている。

##### （2）原発は人の生命・身体の損傷・環境の深刻な破壊をもたらす重大事故発生の危険を有していること

これに対して、原発は以下に述べるように事故によって人類にとって猛毒ともいべき放射能が外部に漏出する可能性を誰も否定できない。

そして、一たん原発外部への放射能漏出を伴う事故が発生した場合に、周辺住民の被曝による生命・身体の損傷、周辺地域を中心とする環境汚染は深刻な

ものになる。このような現実からすると、電力供給が将来にわたっても大幅過剰となり、そのために発電量の削減が必要となった今日、第1にその発電停止の対象とされるべきは、その稼働において唯一重大な潜在的危険を有している原発においては他にないのである。原発が重大事故発生の危険を常に有しており、しかも一旦重大事故が発生すれば取り返しのつかない事態となることはチェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故等の重大事故をはじめとした幾多の事実により既に証明されているところである。

## 5、原発が有している危険性

### (1) 地震・火山爆発による原発重大事故発生の危険

原発の損傷・破壊を発生せしめる規模の地震・津波、火山爆発などの自然災害が、川内地域で発生しないという保証はどこにもない。

我国は世界有数の地震地帯で地震は毎日のようにおこっている。

こんな状態で川内地域で原発に重大事故をもたらすような大地震が発生しない等といえるはずがない。

火山についても火山学会自身が火山爆発の事前予知はできないと明言している。阿蘇、桜島、霧島、口永部島等、いずれも近年大きな爆発のあった活火山帯に囲まれる川内原発は、火山の爆発の重大な被害を受ける全国でも有数の危険地帯にあることは明らかである。

このように考えると、福島原発事故のように突然の自然災害等の発生により原発重大事故が発生しないという保証はどこにもないのである。

このことに関して原子力規制委員会の田中俊一前委員長も2014年7月16日の川内原発の審査書案の公表後になした記者会見で「(規制委員会は)再稼働の判断にはかかりません」「(原発が)安全だということは私は申しあげません」等と発言して、たとえ原子力規制委員会の審査に合格しても原発は必ずしも安全とはいえないことを認めている(2014年7月17日付朝日新聞、甲A第52号証)。



## (2) 原発を稼働すればする程増大し続ける使用済核燃料

また、使用済核燃料の処理の見通しがたたずその処理ができないまま原発敷地の貯蔵プール内に大量にふえつづけているという問題も何の解決の目途もたっていない。

川内原発では2011年9月の段階ですでに870tが未処理のまま川内原発敷地内の燃料プールに貯蔵されていたが、あと10年程で貯蔵プールも満杯になるといわれている。

再処理の手段とし唯一期待されていた青森県六ヶ所村の再処理工場の完成も具体的見通しはたっていない状況である。

また、百歩譲って仮に使用済核燃料の再処理ができたととしても、再処理で出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場を受入れる自治体は皆無の状態であり、その設置の見通しもたっていない。

このようにその処理の見通しがたっていない状況下で今後も原発の稼働を続けることは、大量の放射能を出し崩壊熱を発生しつづける危険な使用済核燃料をさらに増大させ続けるだけである。

## (3) 危険な原発こそ第一に削減の対象とすべきこと

以上のように、原発は人類にとりかえしのつかない被害を与える重大事故発生の危険の点からいっても、また稼働により発生する危険な使用済核燃料が処理できないまま原発敷地内に増大し続けるという点からいっても、そもそもその稼働は許されないものであるが、ましてや電力供給の過剰状態を回避するために電力源の削減が必要とされている今日、この原発は第一に削減の対象としてその稼働の停止が求められているというべきである。

## 6、結語

以上述べてきたことをまとめると以下のとおりとなる。

### (1) 太陽光発電の増大で飛躍的に増大している九電管内の電力供給量

2012年以来の太陽光発電量が本年7月時点で803万キロワットに達

し、2018年7月からは九電保有の全原発4基の稼働（4基で400万キロワット）がはじまる等、原発が稼働停止になっていた当時（2011年～2015年）と比べて、九電管内の供給電力量は飛躍的に増大しつつある。このため本年10月には供給電力量を処理することができずに電力過剰による発電機の自動停止を回避するために九電は太陽光発電の一部を対象として出力抑制をせざるをえない事態にまで至ったのである。

しかも、太陽光発電の供給量は現在も月5万キロワットの割合で増大し続けているとされる一方、全国的にみると太陽光発電の44パーセントがまだ未稼働の状態であるというが、この潜在的発電能力が仮にフル稼働することとなれば、太陽光発電だけでも近い将来供給過剰になる可能性が高いといえよう。

## （2）今日の九電管内発電機能の一部停止の必要性和原発を停止の対象とすべき理由

このように、電力の需要量にはさしたる変化がないのに、供給電力量が処理しきれない程に増加しつつありこの傾向は今後も変わらないと考えられる今日、被告九電においては一時的出力抑制ではなく現在保有する発電機能の一部停止を必要とする段階に至っているといわなければならない。そしてこの電力発電機能の一部停止を考える場合、停止にあたって最も優先されるのは原発再稼働の停止とすべきである。

すでに述べたように、

- ① 原発は他の発電機能と比べてその重大事故によって周辺住民の身体・生命の安全をおびやかす、周辺環境の汚染、破壊等とりかえしのつかない被害を発生せしめる危険を有しているが、そのような重大事故が万が一にも発生しないという保証はどこにもない。
- ② また原発の稼働は猛毒である放射能を発生する使用済核燃料を発生させるが、まだこれを処理する施設及び最終処分場は存在しておらず、稼働すればする程増大し続けることという現実がある。

- ③ 原発4基の電力供給量は約400万キロワットとされるが、その全部の稼働を停止しても、今日飛躍的に増大しつつある太陽光発電の供給能力からすれば電力過剰にはなっても電力供給量不足にはならない。
  - ④ 過去にも重大事故を発生させてきた原発は可及的に削減・廃止をしていき、安全かつ環境に優しい再生可能エネルギーの比率を増大させていくという考え方こそが世界の趨勢であり、我国もめざすエネルギー政策でもある。
- (3) 以上のようなことから、九電管内における過剰となっている供給電力を削減するために九電はその保有する4基の原発全てを停止することが今日求められているというべきである。